

時間外労働等改善助成金

働き方改革に取り組む会社を応援します



勤務間
インターバル
導入コース



時間外労働
上限設定
コース



職場意識
改善コース



受給金額や主な要件、申請の流れは裏面をご覧ください



上記いずれかのコースの支給を受けた場合、
人材確保等支援助成金（働き方改革支援コース）
の助成対象となります。

受給資格などの確認や申請に必要な書類の作成はすべて、
社会保険労務士におまかせ！！まずはご相談ください！

薬局労務サポートセンター

〒658-0046 神戸市東灘区御影本町6-6-15

☎ 078-851-5580

cc-kazusato@zb.wakwak.com

時間外労働等改善助成金

目標設定・実施計画

申請

取組み

実績報告

勤務間インターバル導入コース

勤務間インターバル制度の
新規導入

制度対象者の
適用拡大

インターバル時間の
延長

月45h
年間360h以下

月45h超～60h
年間720h以下

月60h超～80h※
年間720h以下

※時間外労働時間
+
法定休日労働時間

年次有給休暇の
取得促進
特別休暇(病気休暇・教育
訓練休暇・ボランティア休
暇のいずれか)を導入

所定外労働時間
を5時間以上削減

時間外労働上限設定コース

以下の取組みのいずれか1
つ以上を実施する必要があります。

- ① 労務担当者向けの研修
- ② 社員向けの研修
- ③ 外部専門家による
コンサルティング
- ④ 就業規則等の整備
- ⑤ 人材確保への取り組み
- ⑥ 労務管理用ソフトウェア
の導入・更新
- ⑦ 労務管理用機器の
導入・更新
- ⑧ デジタル式運航記録計
の導入・更新
- ⑨ テレワーク用通信機器の
導入・更新
- ⑩ 労働能率の増進に資す
る設備・機器等の導入・
更新

※①②には業務研修も含む

※⑥⑦⑧については原則と
してパソコン・タブレット・
スマートフォンは対象外

対象経費の合計額

×

3/4

※上限額あり

※特例助成率(4/5)あり

対象経費の合計額

×

3/4

※上限額あり

※特例助成率(4/5)あり

※休日の増加日数に
応じて加算あり

対象経費の合計額

×

1/2～3/4

※上限額あり

※特例助成率(4/5)あり

職場意識改善コース